

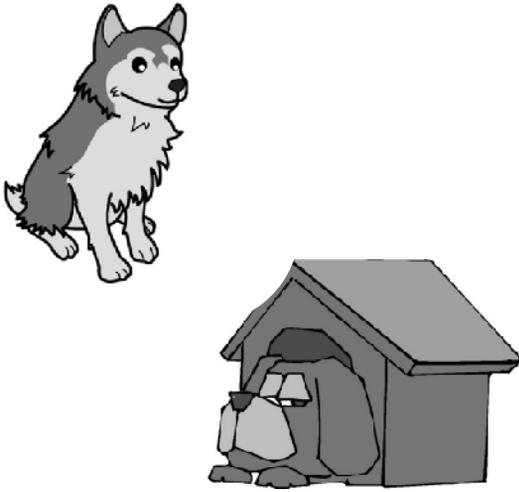
飼い犬が死亡したときは

ご家庭で犬を飼う場合には、町に登録することが義務付けられています。また、飼い犬が死亡した場合には「死亡届」を提出することになっています。

町では、登録をもとに狂犬病予防注射等の通知を出していますので、死亡届が提出されないこと、死亡後も毎年通知が届くことになりません。

死亡などですでに飼い犬がいない場合は、届出をして登録の抹消を行ってください。

また、転入・転出・譲渡・転居した際も下記の届出が必要となります。



▼問い合わせ先

住民生活課 生活環境係

☎9131

	届出先	届出用紙	持参するもの
犬を飼ったとき※1	住民生活課	畜犬新規登録申請書	印かん・手数料(3,000円)
狂犬病予防注射をしたとき	住民生活課	注射済証明書※2	手数料(550円)
死亡したとき	住民生活課	死亡届	印かん・鑑札
転入したとき	住民生活課	登録事項変更届	印かん・前の市町村の鑑札※3
転出したとき	転出先の市町村役場	新市町村の変更届	印かん・上三川町の鑑札※3
譲り受けたとき	住民生活課	登録事項変更届	印かん・登録番号が確認できるもの
転居したとき	住民生活課	登録事項変更届	印かん・登録番号が確認できるもの

※1 新規登録は、4月予定の集合注射会場でも手続きが可能ですが、混雑を避けるために、役場窓口での手続きをお願いします。

※2 動物病院等で注射を受けた場合は、注射済証明書を役場窓口に持参し、予防注射済票の交付を受け

てください。（動物病院等で予防注射済票の交付を受けられる場合があります）

※3 鑑札を紛失してしまった場合は、犬を登録した市町村で再交付を受けてください。

皆さんの公園です！ □マナーを守りましょう！

●利用上のお願い

施設を壊したり、ゴミが散乱している公園が多く見受けられます。

皆さんが気持ち良く利用できるように、次のルールを守ってください。



壊されたトイレの壁

●公園利用上のルール

●犬が入園禁止となっている公園には、犬を入れないでください。

※公園内に、犬や家畜等のフンがたくさんみられます。衛生上はもちろん、飼い主の責任です。必ず持ち帰ってください。

※平成21年4月から新たに、富士山公園は「犬入園禁止」となります。

※「犬入園禁止」の看板がない公園においても、関係法令等により常にけい留しておかなければならないこととされています。

●トイレ・ベンチ等への落書きや、施設を壊すことはしないでください。

●ごみは、必ず持ち帰ってください。

●園内でのゴルフ・ラジコン及び車輛の乗り入れは危険ですのでしないでください。

●花火は火災の危険性があり、騒音も迷惑になりますのでしないでください。

●たばこの投げ捨てはしないでください。（芝が燃える事故が毎年発生しています。）

●その他、利用者の迷惑になるようなことはしないでください。

▼問い合わせ先＝都市建設課 都市整備係

☎9141